

令和6年度 松川村農作業標準賃金及び機械作業標準料金 情報

1. 労働賃金については、1時間当りの就労時間を基準とします。
2. 昼休みの時間は季節により異なるので、地域の実情により考慮してください。
3. 面積単位(10a当り)のものは、「耕作面積」をいいます。
4. 機械銀行を利用する方は、農協に相談してください。
5. 生活改善が実施されている折、接待は簡素にしてください。

農作業標準賃金

作業種類(区分)	作業単位	標準金額	説明	明	
労働賃金	普通作業	1時間当り	950	転作田・畑地・果樹・施設・園芸作業等、一般作業を含む。 ※長野県最低標準賃金に準ずる	
	果樹剪定作業	1時間当り	1,600	果樹剪定のみ	

機械作業標準料金

※この料金の中には消費税が内税として含まれています※

作業種類	作業単位	標準金額		説明	備考									
		10a当り	田・畑											
水田	耕耘作業	10a当り	田・畑	6,940	耕耘の深さは13cm以上とする。春起し(秋越し済)は10アール 4,040円とする。									
		10a当り		12,100	荒くれ 5,160円 代かき 6,940円									
		10a当り		9,200	荒くれ、代かき 同時の場合									
		10a当り		3,360	ブラソイラーによる耕耘									
水田	水田均平作業	10a当り		16,800	レーザーレベラーによる。									
水田	機械田植作業	田植機(10a当り)		9,300	手番は委託者側で1名出す。									
		田植機(10a当り) 側条田植機使用		12,000										
水田	自脱型コンバイン	10a当り		21,100	倒伏田は状況により、10%~30%割増。									
水田	ハーベスター	10a当り		9,470	10a以下は10%割増									
						10a当り	8,230							
								10a当り	2,000	散布のみ				
水田	防除作業	10a当り		1,170	粒・粉剤 手番は委託者側で出す。									
		10a当り		1,900	液剤 散布は100ℓを標準とし、50ℓを増すごとに350円を加える。手番は委託者側で出す。									
水田	中耕除草	10a当り		2,800	株間取りなし									
水田	稲乾燥料	玄米1俵当り(60kg)		860	標準基準額860円は籾水分22%以下とし、水分22.1%以上については水分1%増すごとに100円増しとする。また、燃料価格の大幅な変更があった場合は別途協議。									
						稲摺調整料	玄米1俵当り(60kg)	810						
									色彩選別料	玄米1俵当り(60kg)	690			
												稲穀処理料	玄米1俵当り(60kg)	80
水田	水稻育苗	1箱当り		1,160	箱代なし(出芽籾620円とし、箱代は別途必要)									
水田	種籾温湯消毒	4kg		400										
その他	施肥・は種(ロータリーシーター)	10a当り		9,200	(手番は委託者側で出す) 播種の場合 6,000円 麦・大豆等の耕耘、施肥、播種3ha以上の団地の場合 8,060円									
		大豆脱穀作業(スレッシャー)	1時間当り		8,060	(手番は委託者側で出す) 10a以下は10%割増								
その他	堆肥・散布・積込	マニアスプレッター(散布)	10a当り	3,910	散布のみ(2トン車1台)									
		フロントローター(積込み)	2トン車1台積込み	1,050										
	機械	牧草・ワラ梱包	ヘイベイラー	10a当り	9,000	10a当り20個(10kg) 標準20個以上の料金については委託者と協議の上割増とする。								
ロールベイラー			10a当り	7,340										
水田	畦草刈り	1時間当り		1,710	機械・燃料とも 自走式草刈機の場合は2,470円									
水田	畦塗機作業	1m当り		80										
水田	ドローン作業	10a当り		1,700	液剤は委託者側で出す。									

- (注) 1. この料金及び賃金を適用するのは、令和6年4月1日より令和7年3月31日までとします。
 2. 各種農作業については、社会情勢、地域の実情に合った賃金又は料金を当事者の話し合いで決めるようにしてください。
 3. 金額の設定に当たっては、農業会議、農協中央会等関係機関団体での決定金額を参考にしながら、村の実情に即した金額としました。
 4. 機械作業については、運転者・機械・燃料とも、受託者負担とします。
 5. JAに作業を委託する場合はJA料金とします。

以上のとおり定めましたので、お互いの理解により守ってください。

令和6年4月

松川村
松川村農業委員会
J A 大北

農作業ひとつの事が事故防止

気をつけて！ 疲れ、慣れ、気のゆるみ！